

諮問番号：令和4年度諮問第4号

答申番号：令和5年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）がA氏（以下「A氏」という。）及びB氏（以下「B氏」という。）（以下「審査請求人ら」と総称する。）に対して行った、広島市C区a〇番〇の土地（以下「本件土地」という。）に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第2項第2号及び同条第6項第1号並びに広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号及び同条第2項第3号。以下これらを「固定資産税等」と総称する。）の賦課決定処分（以下令和2年度分のA氏に対するものを「本件処分1」、B氏に対するものを「本件処分2」、令和3年度分のA氏に対するものを「本件処分3」、B氏に対するものを「本件処分4」、令和4年度分のA氏に対するものを「本件処分5」、B氏に対するものを「本件処分6」という。）並びに本件土地所在の家屋番号〇番〇の〇の家屋（以下「本件家屋」という。）に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等の賦課決定処分（以下令和2年度分のA氏に対するものを「本件処分7」、B氏に対するものを「本件処分8」、令和3年度分のA氏に対するものを「本件処分9」、B氏に対するものを「本件処分10」、令和4年度分のA氏に対するものを「本件処分11」、B氏に対するものを「本件処分12」という。）（以下これらを「本件各処分」と総称する。）について、A氏が提起した本件処分1、本件処分3、本件処分5、本件処分7、本件処分9及び本件処分11の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）並びにB氏が提起した本件処分2、本件処分4、本件処分6、本件処分8、本件処分10及び本件処分12の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、理由がないからいずれも棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

以下の理由から、本件各処分の取消しを求める。

- 1 本件各処分は、次の(1)から(9)までの事情を斟酌していない。
 - (1) 宗教にはまったD氏（以下「D氏」という。）は、両親（亡E氏（平成31年1月21日死亡。以下「亡E氏」という。）及びB氏。）に対し、服薬させないなどの高齢者虐待防止法における介護や世話の放棄又は放任という高齢者虐待を行い、亡E氏は、それが元で脳梗塞になり亡くなった。

- (2) D氏は、両親に対し、両親の預貯金等を約4900万円も使い込むなどの経済的虐待（高齢者虐待）を行っている。
 - (3) D氏は、亡E氏が認知症であったことに付け込み、亡E氏に借金をさせた、又は亡E氏をD氏等の借金の連帯保証人にさせた可能性がある。このため、審査請求人らは、固定資産税を支払うと、それらの借金を相続する可能性があり、最悪、破産してしまうおそれがある。
 - (4) 前記(3)のおそれは、D氏に全ての原因がある。
 - (5) 審査請求人らは前記(3)の理由から固定資産税を支払うことができない状況であり、その原因は前記(4)のとおりであるため、審査請求人らが固定資産税を支払わないことにより延滞金の支払義務が生じるのは理不尽であり大きな不利益を被る。
 - (6) D氏は、遺産分割協議等の話合いに応じない。
 - (7) 亡E氏は、70年間以上、固定資産税を含めて全ての税金を広島市等に支払ってきた。
 - (8) A氏も現在に至るまで約42年間、固定資産税を含めて全ての税金を八王子市等に支払ってきた。
 - (9) 審査請求人らは、裁判、遺産分割調停等が終われば本件土地等を相続でき、万一、D氏による前記(3)の借金があり返済せざるを得ない状況になったとしても返済可能である。
- 2 処分庁は、前記1(1)から(9)までの内容を考慮することはできない旨主張している。しかし、D氏による両親への高齢者虐待は、宗教団体Fによる被害に高齢者虐待が加わった被害であるため、宗教団体Fよりも、より悪質かつ深刻な被害であり、広島市長、広島市役所は、岸田首相と同様に、今後同様な被害を起こさないためにも、上記被害を救済するべき責任を持つ立場である。そして、広島市民や日本国民が安全に暮らしていけるように守る責務のある広島市長、広島市役所及び広島市〇区役所がD氏による両親に対する高齢者虐待の発見及び当該高齢者虐待からの主体的な解放等を行うどころか、処分庁は状況も考慮せず権限を用いて本件各処分を行っており、これは、高齢者の審査請求人らを虐待しているのと等価であることなどから、前記1(1)から(9)までの内容を考慮すべきである。
- 3 A氏は、処分庁に対し、相続が完了するまで審査請求人らに対する固定資産税の賦課の実施を待つよう何度も依頼したにもかかわらず、処分庁は、本件各処分を行った。前記1(1)から(9)までの事情を考慮し、裁判、遺産分割調停等が終わり、相続が完了するまで、亡E氏への課税に戻し、審査請求人らへの課税を止めてもらいたい。
- 4 審査請求人らは、D氏の不正行為により納税できないにもかかわらず、本件各処分により、多額の延滞金の支払を請求され、大きな金銭的損害を被ることになり、権利利益を侵害されている。
- 5 処分庁は、特別な条例を制定するなどして、両親を虐待し、亡E氏を殺したも同

然のD氏に最終的な固定資産税の支払をさせるべきである。

- 6 処分庁は、限定承認又は相続の放棄をしようとするときはその旨を家庭裁判所に申述しなければならないとされている旨主張しているが、限定承認についてはD氏が行わない旨の意思表示をしたため、相続放棄については審査請求人らが相続放棄をすることは両親を虐待し宗教にはまったD氏に亡E氏の全財産を奪われることになり理不尽であるため、できなかった。
- 7 処分庁は、令和元年8月頃にB氏宛てに「固定資産税・都市計画税の納税義務者の異動届出書」の提出を依頼した旨主張しているが、B氏は、平成〇年〇月〇日から現在に至るまで特別養護老人ホームに入居しており、処分庁が当該依頼をした時期は、D氏がB氏の了解を取らず勝手に郵便物の転送の手続を行い、B氏宛ての郵便物をD氏の住む〇の実家に届くようにしていた時期である。
- 8 処分庁は、令和元年8月頃にB氏宛てに提出を依頼した遺産分割協議書が提出されていない旨主張しているが、遺産分割協議書は、D氏が全く話し合いに応じず遺産分割協議が進められないため、作成できない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求1及び本件審査請求2は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定によりいずれも棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件各処分に係る税額の算出について

ア 本件土地に係る固定資産税等の額

(ア) 固定資産税等の額の算出方法

a 基準年度（法第341条第6号）に係る賦課期日に所在する土地に対して課する基準年度、第二年度（同条第7号）及び第三年度（同条第8号）の各年度分の固定資産税等の額は、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格（同条第5号）で土地課税台帳（同条第10号）等に登録されたものを課税標準とし（法第349条第1項から第3項まで並びに第702条第1項及び第2項並びに条例第61条第1項から第3項まで並びに第123条の14第1項及び第2項）、その額に税率（固定資産税は1.4%（条例第62条）、都市計画税は0.3%（条例第124条））を乗じて算出する。

b ただし、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地（以下「住宅用地」という。）については、固定資産税等の課税標準の特例が適用され、住宅用地の面積が200平方メートル以下である場合、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準は、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額となり（法第349条の3の2第2項第1号及び条例第61条第9項）、都市計画税の課税標準は、当該住宅用地

に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額となる（法第702条の3第2項及び条例第123条の14第4項）。

- c また、宅地等（法附則第17条第2号及び条例附則第12条第2号）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税等の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税等の額（以下固定資産税にあつては「本則課税による固定資産税額」と、都市計画税にあつては「本則課税による都市計画税額」という。）が当該宅地等の前年度分の固定資産税等の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税等の課税標準となるべき価格（固定資産税にあつては、当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額とし、都市計画税にあつては、当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額とする。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税等にあつては、前年度分の固定資産税等の課税標準額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税等の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税等の額（以下固定資産税にあつては「宅地等調整固定資産税額」と、都市計画税にあつては「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額又は宅地等調整都市計画税額となる（法附則第18条第1項並びに第6項第1号、附則第25条第1項並びに同条第6項において読み替えて準用する附則第18条第6項並びに条例附則第12条第5号及び第6号、附則第13条第1項並びに附則第19条第1項）。
- d なお、地方税の課税標準額を計算する場合においてその額に1000円未満の端数があるとき又は地方税の確定金額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てることとされている（法第20条の4の2第1項及び第3項）。

(4) 課税標準額

本件土地は、専ら人の居住の用に供する家屋である本件家屋の敷地の用に供されている土地（住宅用地）であり宅地等に当たり、課税地積は99.90平方メートル（200平方メートル以下）であるから、令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等の課税標準額は、次のaからcまでのとおりとなる。

a 令和2年度

本件土地に係る令和2年度分の固定資産税の課税標準額は253万2000円、都市計画税の課税標準額は506万4000円となる（固定資産税の課税標準額は本件土地の課税標準となるべき価格1519万4390円の6分の1の額、都市計画税の課税標準額は同1519万4390円の3分の1

の額。いずれも1000円未満の端数金額切捨て)。

b 令和3年度

(a) 本則課税による固定資産税額

本件土地に係る令和3年度分の本則課税による固定資産税額は、4万1634円となる(令和3年度の固定資産課税台帳(法第341条第9号)に登録された価格(以下「登録価格」という。)×1/6×税率=1784万3228円×1/6×1.4%≒4万1634円)。

(b) 宅地等調整固定資産税額

本件土地に係る令和3年度分の宅地等調整固定資産税額は、3万5453円となる(令和2年度分の固定資産税の課税標準額×税率=253万2398円×1.4%≒3万5453円)。

(c) 固定資産税の課税標準額

前記(a)の本則課税による固定資産税額は、前記(b)の宅地等調整固定資産税額を超えることから、本件土地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準額は、宅地等調整固定資産税額(前記(b))の算出に当たり課税標準となるべき額とした、253万2000円となる(1000円未満の端数金額切捨て)。

(d) 本則課税による都市計画税額

本件土地に係る令和3年度分の本則課税による都市計画税額は、1万7843円となる(令和3年度の登録価格×1/3×税率=1784万3228円×1/3×0.3%≒1万7843円)。

(e) 宅地等調整都市計画税額

本件土地に係る令和3年度分の宅地等調整都市計画税額は、1万5194円となる(令和2年度分の都市計画税の課税標準額×税率=506万4796円×0.3%≒1万5194円)。

(f) 都市計画税の課税標準額

前記(d)の本則課税による都市計画税額は、前記(e)の宅地等調整都市計画税額を超えることから、本件土地に係る令和3年度分の都市計画税の課税標準額は、宅地等調整都市計画税額(前記(e))の算出に当たり課税標準となるべき額とした、506万4000円となる(1000円未満の端数金額切捨て)。

c 令和4年度

(a) 本則課税による固定資産税額

本件土地に係る令和4年度分の本則課税による固定資産税額は、4万1634円となる(令和4年度の登録価格×1/6×税率=1784万3228円×1/6×1.4%≒4万1634円)。

(b) 宅地等調整固定資産税額

本件土地に係る令和4年度分の宅地等調整固定資産税額は、3万7535円となる（（令和3年度分の固定資産税の課税標準額+令和4年度の登録価格×1/6×5/100）×税率=（253万2398円+1784万3228円×1/6×5/100）×1.4%=268万1091円×1.4%≒3万7535円）。

(c) 固定資産税の課税標準額

前記(a)の本則課税による固定資産税額は、前記(b)の宅地等調整固定資産税額を超えることから、本件土地に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準額は、宅地等調整固定資産税額（前記(b)）の算出に当たり課税標準となるべき額とした、268万1000円となる（1000円未満の端数金額切捨て）。

(d) 本則課税による都市計画税額

本件土地に係る令和4年度分の本則課税による都市計画税額は、1万7843円となる（令和4年度の登録価格×1/3×税率=1784万3228円×1/3×0.3%≒1万7843円）。

(e) 宅地等調整都市計画税額

本件土地に係る令和4年度分の宅地等調整都市計画税額は、1万6086円となる（（令和3年度分の都市計画税の課税標準額+令和4年度の登録価格×1/3×5/100）×税率=（506万4796円+1784万3228円×1/3×5/100）×0.3%=536万2183円×0.3%≒1万6086円）。

(f) 都市計画税の課税標準額

前記(d)の本則課税による都市計画税額は、前記(e)の宅地等調整都市計画税額を超えることから、本件土地に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準額は、宅地等調整都市計画税額（前記(e)）の算出に当たり課税標準となるべき額とした、536万2000円となる（1000円未満の端数金額切捨て）。

(g) 税額

前記(i)の各課税標準額に税率（固定資産税は1.4%、都市計画税は0.3%）を乗じると、本件土地に係る令和2年度及び令和3年度の各年度分の固定資産税の額は3万5400円、都市計画税の額は1万5100円、令和4年度分の固定資産税の額は3万7500円、都市計画税の額は1万6000円となる（100円未満の端数金額切捨て）。

イ 本件家屋に係る固定資産税等の額

(7) 固定資産税等の額の算出方法

基準年度に係る賦課期日に所在する家屋に対して課する基準年度、第二年度及び第三年度の各年度分の固定資産税等の額は、当該家屋の基準年度に係る賦

課期日における価格で家屋課税台帳（法第341条第12号）等に登録されたものを課税標準とし（法第349条第1項から第3項まで並びに第702条第1項及び第2項並びに条例第61条第1項から第3項まで並びに第123条の14第1項及び第2項）、その額に税率（固定資産税は1.4%、都市計画税は0.3%）を乗じて算出する。

(イ) 課税標準額

本件家屋に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等の課税標準額は、当該各年度の登録価格となることから、いずれも221万3000円となる（1000円未満の端数金額切捨て）。

(ウ) 税額

前記(イ)の各課税標準額に税率（固定資産税は1.4%、都市計画税は0.3%）を乗じると、本件家屋に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税の額はいずれも3万0900円、都市計画税の額はいずれも6600円となる（100円未満の端数金額切捨て）。

ウ 小括

そうすると、本件土地に係る令和2年度及び令和3年度の各年度分の固定資産税の額を3万5400円、都市計画税の額を1万5100円、令和4年度分の固定資産税の額を3万7500円、都市計画税の額を1万6000円、本件家屋に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税の額を3万0900円、都市計画税の額を6600円とした本件各処分は、前記ア及びイの額といずれも同額であり、適正に行われていることが認められる。

(2) 固定資産税等を審査請求人らに課したことについて

ア 本件に係る法の規定等について

(ア) 固定資産税等の納税義務者に関する法の規定

a 法第343条第1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課する旨規定している。

b 法第343条第2項は、同条第1項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう旨規定した上で（同条第2項前段）、当該所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする旨規定している（同項後段）。

c 法第702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとする旨規定している。

d 法第10条の2第1項は、共有物等に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う旨規定している。

(イ) 相続に関する民法の規定

- a 民法（明治29年法律第89号）第882条は、相続は、死亡によって開始する旨規定している。
- b 民法第887条第1項は、被相続人の子は、相続人となる旨規定している。
- c 民法第890条は、被相続人の配偶者は、常に相続人となる旨規定している。
- d 民法第898条は、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する旨規定している。
- e 民法第915条第1項本文は相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない旨、同項ただし書は当該期間は利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所において申長することができる旨規定している。
- f 民法第920条は、相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する旨規定している。
- g 民法第921条は、同条各号に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす旨規定し、同条第2号において、相続人が同法第915条第1項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったときを掲げている。
- h 民法第923条は、相続人が複数あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる旨規定している。
- i 民法第924条は、相続人が限定承認をしようとするときは、同法第915条第1項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない旨規定している。
- j 民法第938条は、相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない旨規定している。

(ウ) 法第343条第2項後段の現に所有している者について

法第343条第2項後段は、所有者として登記されている個人が固定資産税の賦課期日前に死亡しているときは、土地又は家屋の所有者とは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう旨定めているところ、これは、当該賦課期日において所有者として登記されている個人が当該賦課期日前に死亡し、登記簿上は依然として既に現存しない個人の名義が登記されている場合に、飽くまで登記簿上の所有者に対し課税するとの建前をとれば、賦課期日現在において既に人格の存在しないものに対して納税義務が生じることはないわけで、したがって、何人かがその納税義務を承継するということが起こり得ず、他方、現に当該土地又は家屋を所有している者があっても、これに課することができないということは不合理であるから、前記場合については、当該土地又は家屋を現実に所有する者に課税することとした趣旨であると解される（神戸地裁平成27年6月23日判決に同旨）。

イ 本件土地等の法第343条第1項の所有者について

令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等の賦課期日（当該各年度の初日の属する年の1月1日をいう。法第359条及び第702条の6並びに条例第66条及び第125条。以下「本件各賦課期日」という。）当時、所有者として、本件土地の登記簿には亡E氏が、本件家屋の登記簿には亡E氏及びB氏が登記されていた。また、亡E氏は、本件各賦課期日より前の平成31年1月21日に死亡している。これらのことから、本件各賦課期日における本件土地等については、法第343条第2項後段の所有者として登記されている個人が固定資産税の賦課期日に死亡しているときに該当するため、同条第1項の所有者は、本件土地については同条第2項後段の規定に基づき本件各賦課期日において本件土地を現に所有している者となり、本件家屋については同項の規定に基づき本件各賦課期日において本件家屋の登記簿に所有者として登記されていたB氏及び本件家屋を現に所有している者となる。

そして、亡E氏の法定相続人は審査請求人ら及びD氏であると認められるところ、広島家庭裁判所家事訟廷事務室から照会者宛てに送付された令和3年11月19日付け「相続放棄・限定承認の申述の受理の有無について（11月11日付け広税中第543号に対する回答）」と題する書面の写しから、審査請求人ら及びD氏がいずれも限定承認又は相続放棄の申述をしていないことが推定される。そして、審査請求人らも限定承認又は相続放棄の申述をしていないことを自認している（審査請求人らの令和4年12月13日付け反論書9ページ23行目及び24行目等）。

これらのことからすると、審査請求人ら及びD氏は、亡E氏の相続人となるとともに、民法第921条第2号の限定承認又は相続の放棄をしなかったときに該当することから同条の規定に基づき単純承認したものとみなされ、本件土地等は、同法第882条、第898条及び第920条の規定に基づき平成31年1月21日に審査請求人ら及びD氏の共有に属することとなったと認定するのが相当である。

よって、本件各賦課期日における本件土地等について、法第343条第2項後段の現に所有している者は審査請求人ら及びD氏であるから、同条第1項の所有者は、本件土地については同条第2項後段の規定に基づき、本件家屋については同項の規定に基づきいずれも審査請求人ら及びD氏となる。

ウ 小括

以上のことから、本件土地に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等及び本件家屋に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等（以下これらを「本件各固定資産税等」と総称する。）は、法第343条第1項及び第702条の8第1項の規定に基づき本件各賦課期日における本件土地等の所有者である審査請求人ら及びD氏に課することとなるため、処分庁が本件各処分において審査請求人らに本件各固定資産税等を課したことに違法又

は不当な点はない。

(3) 審査請求人らの主張について

ア 審査請求人らの前記第2の1の主張について

審査請求人らは、本件各処分は前記第2の1(1)から(9)までの事情を斟酌していない旨主張する。

しかしながら、固定資産税等の賦課決定処分を行うに当たりこれらの事情のいずれかを斟酌しなければならないことを定めた法等の規定は見当たらないから、審査請求人らの主張は理由がない。

イ 審査請求人らの前記第2の2の主張について

審査請求人らは、広島市〇区役所等がD氏による両親に対する高齢者虐待の発見等を行うどころか、処分庁は状況も考慮せず本件各処分を行っており、これは高齢者の審査請求人らを虐待しているのと同じであることなどから、前記第2の1(1)から(9)までの内容を考慮すべきである旨主張する。

しかしながら、前記アと同様、固定資産税等の賦課決定処分を行うに当たりこれらの内容のいずれかを考慮しなければならないことを定めた法等の規定は見当たらないから、審査請求人らの主張は理由がない。

ウ 審査請求人らの前記第2の3の主張について

審査請求人らは、A氏が処分庁に対し相続が完了するまで審査請求人らに対する固定資産税の賦課の実施を待つよう依頼したにもかかわらず処分庁が本件各処分を行った旨及び遺産分割調停等が終わり相続が完了するまで亡E氏への課税に戻し審査請求人らへの課税を止めてもらいたい旨主張する。これらの主張は、亡E氏の遺産の分割に係る調停等が終わっていないのであるから、本件各固定資産税等は亡E氏に課すべきであり、本件各固定資産税等を審査請求人らに課した本件各処分は違法又は不当である旨の主張であると解される。

しかしながら、前記(2)イ及びウにおいて述べたとおり、本件各固定資産税等については、本件各賦課期日における本件土地等の所有者である審査請求人ら及びD氏に課するもので、本件各賦課期日に死亡している亡E氏に課することはできないのであり、本件各処分に違法又は不当な点はないから、審査請求人らの主張は理由がない。

なお、審査請求人らの主張は遺産分割調停等が終わるまで審査請求人らに対する本件各処分の実施を猶予してもらいたいという要望であると解することもできるが、行政不服審査法に基づく不服申立制度は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的」としており（第1条）、処分等に違法又は不当があるかどうかについて審理するものであり、要望はその対象に含まれない。

エ 審査請求人らの前記第2の4の主張について

審査請求人らは、D氏の不正行為により納税できないにもかかわらず、本件各処分により、多額の延滞金の支払を請求され大きな金銭的損害を被ることになり、権利利益を侵害されている旨主張する。

しかしながら、本件各処分が法等の規定の基づき適正に行われていることは前記(1)及び(2)において述べたとおりであり、審査請求人らが本件各固定資産税等を納期限後に納付する場合に法等の規定に基づき所要の延滞金額を加算して納付しなければならないこととなることは、審査請求人らに対し金銭的損害を与えるもの又は審査請求人らの権利利益を侵害するものではないから、審査請求人らの主張は理由がない。

オ 審査請求人らの前記第2の5の主張について

審査請求人らは、処分庁が特別な条例を制定するなどして、両親を虐待するなどしたD氏に本件各固定資産税等を納付させるべきである旨主張する。この主張は、本件各固定資産税等はD氏が納付すべきものであるから、処分庁は条例を制定するなどしてD氏から本件各固定資産税等を徴収すべきであり、審査請求人らから徴収すべきではない旨の主張であると解される。

しかしながら、本件各固定資産税等については、前記(2)ウにおいて述べたとおり審査請求人ら及びD氏に課するものであり、法第10条の2第1項の規定により審査請求人ら及びD氏は連帯して納付する義務を負うこととなるため、処分庁が審査請求人らから本件各固定資産税等を徴収したとしても、その行為は違法又は不当なものではないから、審査請求人らの主張は理由がない。

なお、審査請求人らの主張は、処分庁が条例を制定するなどしてD氏から本件各固定資産税等を徴収してもらいたいという要望であると解することもできるが、前記ウなお書と同様、要望は、行政不服審査法に基づく不服申立制度の対象に含まれない。

カ 審査請求人らの前記第2の6の主張について

審査請求人らは、限定承認についてはD氏が行わない旨の意思表示をしたため、相続放棄については審査請求人らが相続放棄をすることは両親を虐待し宗教にはまったD氏に亡E氏の全財産を奪われることになり理不尽であるため、できなかった旨主張する。

しかしながら、前記ア及びイと同様、固定資産税等の賦課決定処分を行うに当たり審査請求人らが主張する事情を考慮しなければならないことを定めた法等の規定は見当たらないから、審査請求人らの主張は理由がない。

キ 審査請求人らの前記第2の7の主張について

審査請求人らは、B氏は平成〇年〇月〇日から現在に至るまで特別養護老人ホームに入居しており、処分庁がB氏宛てに「固定資産税・都市計画税の納税義務者の異動届出書」の提出を依頼したとする令和元年8月頃は、D氏が郵便物の転

送の手続を行い、B氏宛ての郵便物をD氏の住む〇の実家に届くようにしていた時期である旨主張する。この主張は、B氏は同届出書を受領していない旨の主張であると解される。

しかしながら、処分庁がB氏宛てに「固定資産税・都市計画税の納税義務者の異動届出書」と併せて送付した令和元年8月9日付け「固定資産税・都市計画税の納税義務者の異動届出書」の提出について（お願い）」と題する書面には、「地方税法第343条第2項の規定により、固定資産税・都市計画税の納税義務者の方が賦課期日（1月1日）前にお亡くなりになっている場合は、同日において固定資産を「現に所有している者」（*）が納税義務者となることから、その方を把握するため、異動届出書の提出をお願いしています。」及び「*「現に所有している者」とは、通常、相続人ですが、相続人が複数あり、その相続人の中で遺産分割がなされていない場合、当該固定資産は、その共有に属します（民法898条）。」との記載があるとおり、仮に、審査請求人らが当該届出書を受領し処分庁に提出していたとしても、審査請求人ら及びD氏が本件各固定資産税等の納税義務者となることに変わりはないから、審査請求人らの主張は理由がない。

ク 審査請求人らの前記第2の8の主張について

審査請求人らは、D氏が全く話し合いに応じず遺産分割協議が進められないため遺産分割協議書を作成できない旨主張する。

しかしながら、前記ア、イ及びカと同様、固定資産税等の賦課決定処分を行うに当たり審査請求人らが主張する事情を考慮しなければならないことを定めた法等の規定は見当たらないから、審査請求人らの主張は理由がない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求1及び本件審査請求2は、審理員意見書のとおり、いずれも棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和5年	3月	8日	審査庁から諮問書を受領
令和5年	3月	16日	第1回合議体会議 調査審議
令和5年	4月	24日	第2回合議体会議 調査審議
令和5年	5月	29日	第3回合議体会議 調査審議
令和5年	6月	26日	第4回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件各処分に係る税額の算出について

本件土地等に係る令和2年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税等の額については、審理員意見書のとおり法等の規定に基づき算出されており、適正であると

認められる。

2 固定資産税等を審査請求人らに課したことについて

(1) 法第343条第2項後段の現に所有している者について

法第343条第2項後段は、所有者として登記されている個人が固定資産税の賦課期日前に死亡しているときは、土地又は家屋の所有者とは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう旨定めている。

これは、当該賦課期日において所有者として登記されている個人が当該賦課期日前に死亡し、登記簿上は依然として既に現存しない個人の名義が登記されている場合に、飽くまで登記簿上の所有者に対し課税するとの建前をとれば、賦課期日現在において既に人格の存在しないものに対して納税義務が生じることはないわけで、したがって、何人かがその納税義務を承継するということが起こり得ず、他方、現に当該土地又は家屋を所有している者があっても、これに課することができないということは不合理であるから、前記場合については、当該土地又は家屋を現実に所有する者に課税することとした趣旨であると解される（前掲神戸地裁平成27年6月23日判決に同旨）。

(2) 本件土地等の法第343条第1項の所有者について

ア 本件各賦課期日当時、所有者として、本件土地の登記簿には亡E氏が、本件家屋の登記簿には亡E氏及び審査請求人B氏が登記されており、また、亡E氏は本件各賦課期日より前の平成31年1月21日に死亡している。そして、審理員意見書のとおり、亡E氏の法定相続人である審査請求人ら及びD氏が限定承認又は相続放棄の申述をしていないことが推定され、審査請求人らも当該申述をしていないことを自認している。

イ これらのことからすると、審査請求人ら及びD氏は、亡E氏の相続人となるとともに、民法第921条第2号の規定に基づき単純承認したものとみなされ、本件土地等は、同法第882条、第898条及び第920条の規定に基づき平成31年1月21日に審査請求人ら及びD氏の共有に属することとなったと認定するのが相当である。

ウ よって、本件各賦課期日における本件土地等について、法第343条第2項後段の現に所有している者は審査請求人ら及びD氏であるから、同条第1項の所有者は、本件土地については同条第2項後段の規定、本件家屋については同項の規定に基づきいずれも審査請求人ら及びD氏となる。

(3) 小括

以上のことから、本件各固定資産税等は、本件各賦課期日における本件土地等の所有者である審査請求人ら及びD氏に課することとなるため、処分庁が審査請求人らに本件各固定資産税等を課したことに違法又は不当な点はない。

3 審査請求人らの主張について

(1) 審査請求人らは、D氏が両親に対し服薬させないなどの高齢者虐待を行っている

等の事情があり、限定承認についてはD氏が行わない旨の意思表示をし、相続放棄をすることはD氏に亡E氏の全財産を奪われることとなり理不尽であるためできなかったなどと主張するが、固定資産税等の賦課決定処分に当たり、これらについて考慮すべきことを定めた法等の規定は見当たらない。

- (2) 審査請求人らは、A氏が処分庁に対し相続が完了するまで審査請求人らに対する固定資産税の賦課を待つように依頼したにもかかわらず本件各処分を行っており、遺産分割調停等が終わり相続が完了するまで亡E氏への課税に戻し審査請求人らへの課税を止めてもらいたい、処分庁が条例を制定するなどして両親を虐待するなどしたD氏に本件各固定資産税等を納付させるべきであるなどと主張する。

これらは、遺産分割調停等が終わり相続が完了するまで本件各固定資産税等は亡E氏に課すべきであること及び両親を虐待するなどしたD氏に本件各固定資産税等を納付させるべきであることから、審査請求人らから徴収すべきではなく、審査請求人らに課した本件各処分は違法又は不当である旨の主張であると解される。

しかしながら、本件各固定資産税等については、本件各賦課期日における本件土地等の所有者である審査請求人ら及びD氏に課するものであることは前記2のとおりであり、審査請求人ら及びD氏が連帯して納付する義務を負うものであるから、本件各処分に違法又は不当な点はない。

- (3) なお、審査請求人らの前記(2)の主張は、処分庁に対する要望であると解することもできるが、行政不服審査法に基づく不服申立制度は、処分等に違法又は不当があるかどうかについて審理するものであり、要望はその対象に含まれない。
- (4) 審査請求人らのその他の主張については、本件各処分の取消しを行うべき理由にならないことは、審理員意見書のとおりである。また、審査請求人らが口頭意見陳述等で述べている主張については、本件各処分の適法性又は妥当性に影響を与えるものではなく、取消しを行うべき理由にはならない。

4 結論

以上の次第であるから、本件各処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子